

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 健康福祉部福祉課

法令名	社会福祉法	法令番号	昭和 2 6 年法律第 4 5 号		
手続名	社会福祉施設を設置しない第一種社会福祉事業の許可	根拠条項	第 6 7 条第 2 項		
審 査 基 準	<p>国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者が、施設を設置しない第一種社会福祉事業を営もうとする場合の許可は、社会福祉法第 6 7 条第 4 項で、第 6 2 条第 4 項各号に掲げる基準により審査することとされている。したがって、「社会福祉施設を設置する第一種社会福祉事業の許可」と同様の基準により審査する。</p>				
受付 機関	福祉課	処理 機関	福祉課	交付 機関	福祉課
				標準処理期間	- 日
				標準経由期間	- 日
					目次